

令和2年1月10日  
午後1時00分 発表

問い合わせ先

稚内海上保安部

次長 吉本 昭雄

TEL 0162-24-8810

## 広 報 資 料

### 令和元年船舶事故及び人身事故の発生状況について（速報値）

令和元年（平成31年）に稚内海上保安部管内で発生した船舶事故及び人身事故の発生状況について取りまとめましたのでお知らせします。

◆船舶事故（別紙1のとおり）

船舶事故の隻数は3隻（前年比2隻減）

このうち船舶事故による死亡者は0人（前年比1人減）

◆人身事故（別紙2のとおり）

人身事故者数は5人（前年比4人減）

このうち人身事故による死亡者数は2人（前年比3人減）

1 船舶事故の発生状況（詳細は別紙1のとおり）

船舶事故の隻数は3隻で前年と比べ2隻減となりました。

船種別では、漁船が2隻（前年比2隻減）、貨物船が1隻（前年比増減なし）、でありプレジャーボート、遊漁船等の船舶事故はありませんでした。

事故の減少については、春季大型連休、夏季、秋季と漁業やマリンレジャーが盛んとなる各時期を重点期間と定め、関係機関とも連携して事故防止活動を行ったことにより安全意識が浸透し、年間を通じて漁業関係者やプレジャーボート運航者が安全に活動したことによるものと思料されます。

2 人身事故の発生状況（詳細は別紙2のとおり）

人身事故者数は5人で、前年に比べ4人減となりました。

事故種別では、船舶事故によらない乗船者の人身事故者数4人（前年比増減なし）、マリンレジャーに伴う海浜事故者数0人（前年比1人減）、マリンレジャー以外に伴う海浜事故者数1人（前年比3人減）でした。

特にマリンレジャーに伴う海浜事故者数が0人となったのは、秋さけ釣りのシーズンに関係機関と連携して安全指導を行うなど、年間を通して事故防止活動を行ったことにより釣り人に安全意識が浸透し、安全に活動したことによるものと思料されます。

稚内海上保安部では、引き続き船舶事故及び人身事故の未然防止のため、船舶への訪船指導及び釣り人などマリンレジャー愛好家への安全推進活動を実施

していきます。

※ 上記は発表時の数値であり、今後、原因等を精査した結果により変わる場合があります。

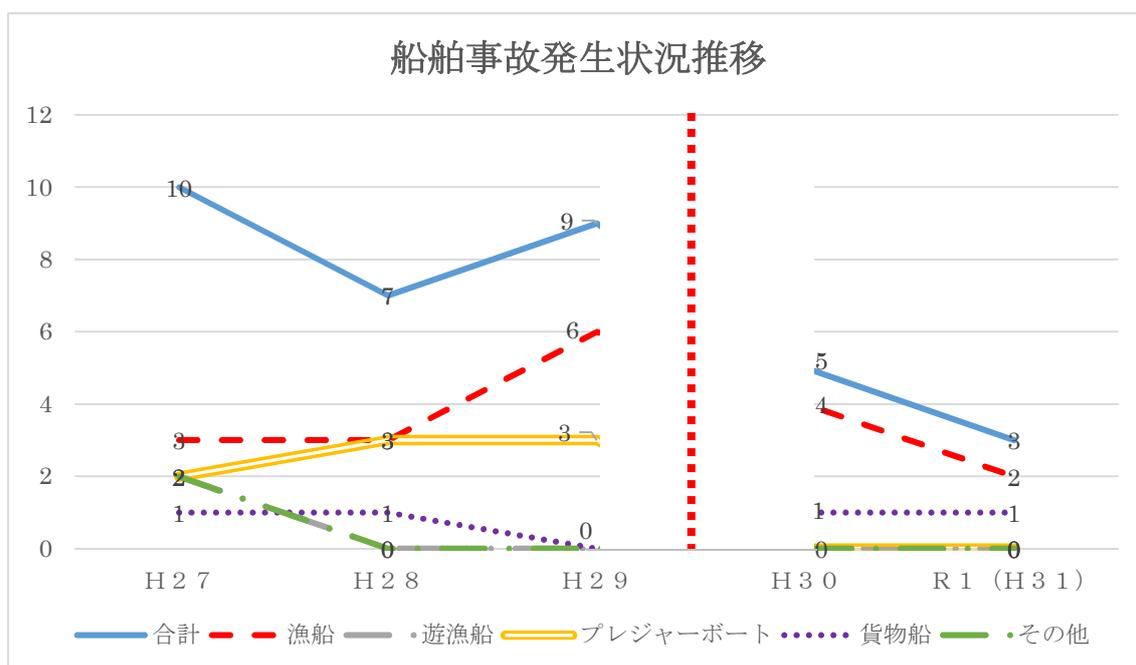
## 1 船舶事故

船舶事故の隻数は3隻で前年と比べ2隻減でした。

このうち船舶事故による死亡者は0人で、前年と比べ1人減でした。

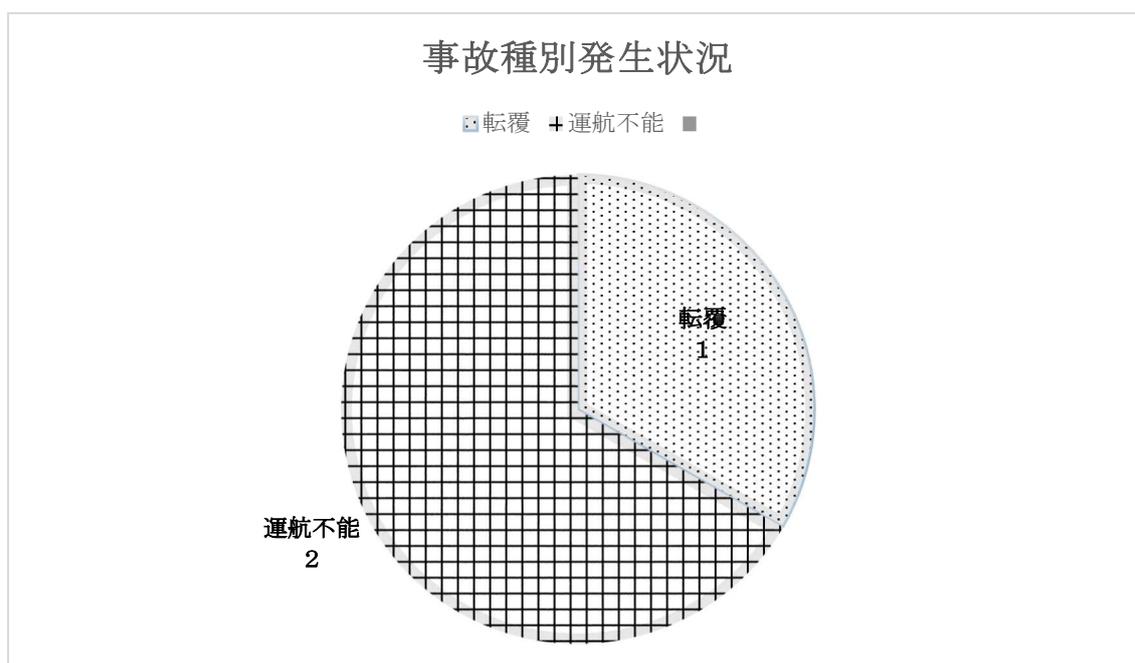
## (1) 船種別

船種別にみると、漁船が2隻（前年比2隻減）、貨物船が1隻（前年比増減なし）でした。



## (2) 事故種別

事故種別では転覆1隻、運航不能2隻（機関故障1隻、無人漂流1隻）でした。



※ 転覆、運航不能（機関故障）は前年と比べ増減なし、運航不能（無人漂流）は前年と比べ1隻増でした。

(3) 日本船舶の事故隻数

船舶事故3隻のうち、日本船舶の事故隻数は2隻（前年比2隻減）でした。

(4) 外国船舶の事故隻数

船舶事故3のうち、外国船舶の事故件数は1隻（前年比増減なし）でした。

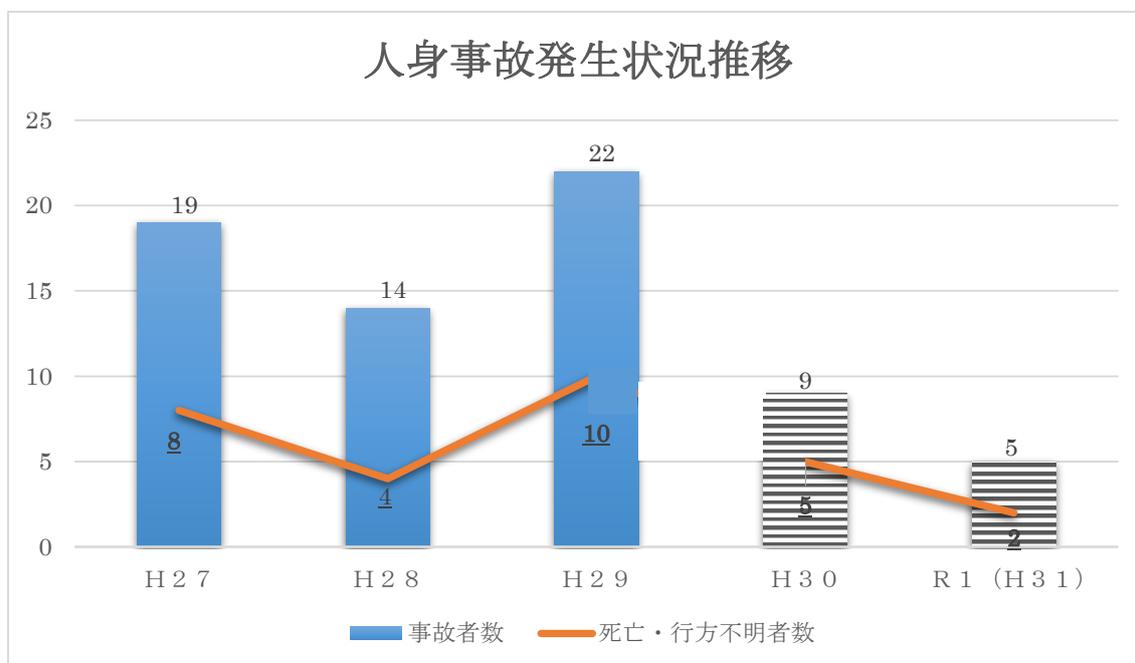
※ 平成30年から海上保安庁の海難の定義が見直され、船舶海難のうち船舶の運航に関連した損害または具体的な危険が発生した場合を船舶事故とい  
います。

平成29年以前は旧定義（無人係留中の船舶の浸水、転覆等を含む）が適用された数値となります。

## 2 人身事故

人身事故者数は5人で前年と比べ4人減でした。

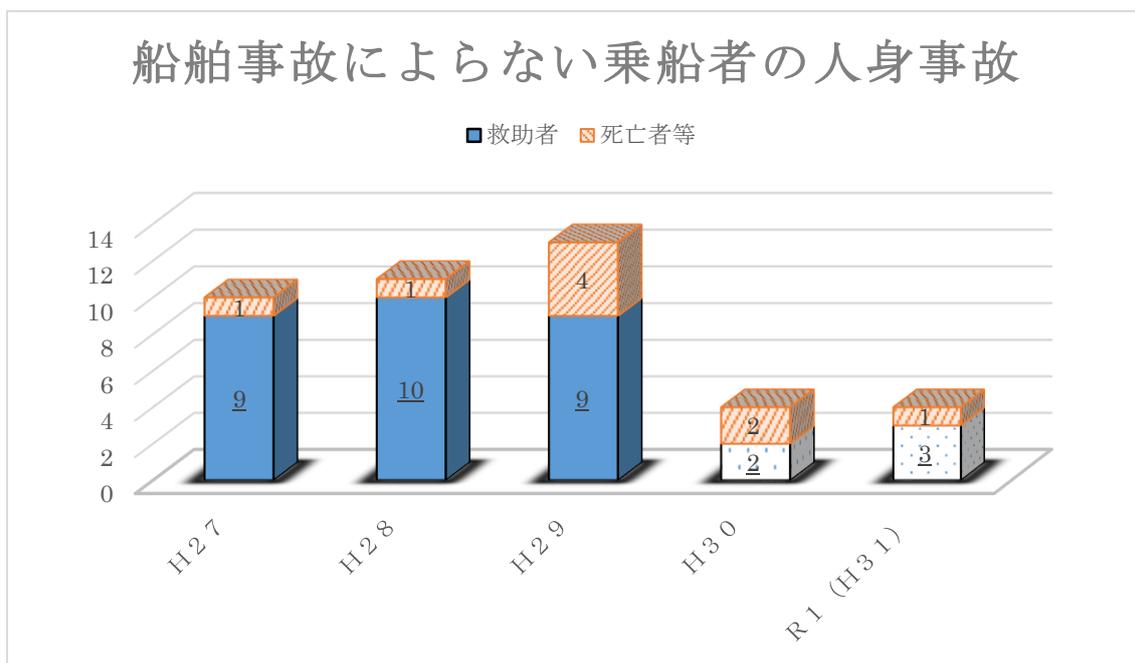
このうち死亡・行方不明者数は2人で、前年と比べ3人減でした。



### (1) 船舶事故によらない乗船者の人身事故

ア 船舶事故によらない乗船者の人身事故者数は4人（前年比増減なし）で、このうち死亡・行方不明者数は1人（前年比1人減）でした。

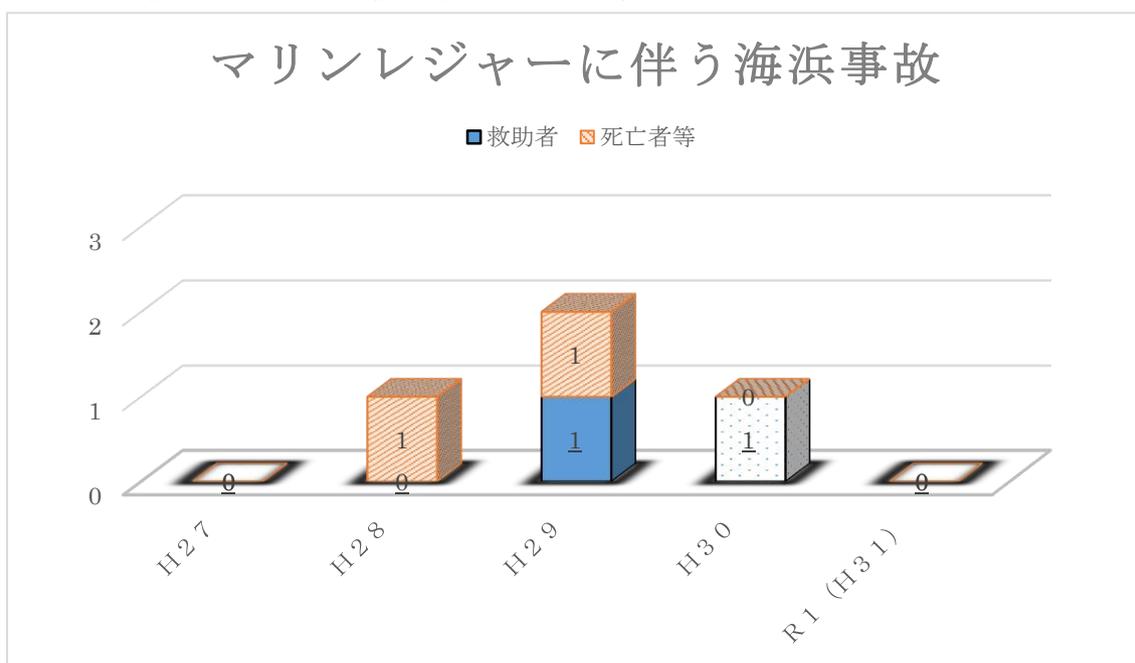
イ 事故種別の人身事故者数は「海中転落」2人（前年比増減なし）、「負傷」2人（前年比増減なし）でした。



※ 船舶事故によらない乗船者の人身事故とは、船舶乗船者による船上の事故等をいいます。

#### (2) マリンレジャーに伴う海浜事故

マリンレジャーに伴う海浜事故者は0人（前年比1人減）で死亡・行方不明者も0人（前年比増減なし）でした。

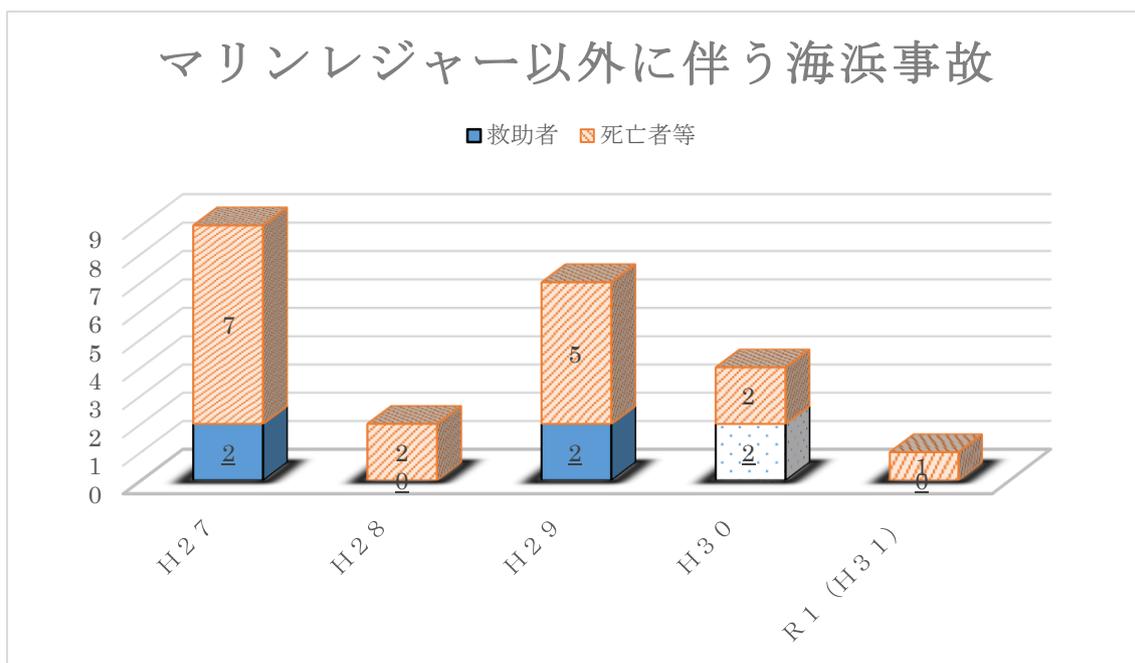


※ マリンレジャーに伴う海浜事故とは釣り、海水浴等の余暇活動に伴って発

生した海浜事故をいいます。

(3) マリンレジャー以外に伴う海浜事故

マリンレジャー以外に伴う海浜事故者数は1人（前年比3人減）で、このうち死亡・行方不明者数は1人（前年比1人減）でした。



※ マリンレジャー以外に伴う海浜事故とは余暇活動に伴うもの意外の海浜事故をいいます。

※ 平成30年に海上保安庁の海難定義が見直されたことに伴ない、平成30年、令和元年（平成31年）は新しい海難の定義を適用した数値となります。  
平成29年以前は旧定義（自殺、病気等を含む）が適用された数値となります。